

静岡県告示第438号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、気田川漁業協同組合（内共第25号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和元年12月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
気田川漁業協同組合 浜松市天竜区春野町堀之内1010-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和2年1月1日

別表

改正前					改正後				
(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。					(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ	(略)	(略)	(略)	(略)	あ ゆ	(略)	(略)	(略)	(略)
う な ぎ	(略)	(略)	(略)	(略)	う な ぎ	(略)	(略)	(略)	(略)
に じ ま す	餌 釣	針 1 本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日	餌 釣	針 1 本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日	1月1日から12月15日まで
			上記以外の区域	周年			上記以外の区域		
	和式毛針釣（テンカラ）	針 1 本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日	和式毛針釣（テンカラ）	針 1 本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日	1月1日から12月15日まで
			上記以外の区域	周年			上記以外の区域		
	フライ釣	針 1 本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日	フライ釣	針 1 本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日	1月1日から5月31日まで 10月1日から12月15日まで
			気田川（春野町気田、気田川橋下流端から下流の区域）	10月1日から翌5月31日まで			気田川（春野町気田、気田川橋下流端から下流の区域）		
上記以外の区域			周年	上記以外の区域			1月1日から12月15日まで		

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あまご	(略)	(略)	(略)	(略)
うぐい	(略)	(略)	(略)	(略)
おいかわ	(略)	(略)	(略)	(略)

以下略

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あまご	(略)	(略)	(略)	(略)
うぐい	(略)	(略)	(略)	(略)
おいかわ	(略)	(略)	(略)	(略)

以下略